

平成28年度補正
革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

【各種注意事項】

整備する必要のある書類

カタログまたは仕様書

見積依頼書

見積書

合見積書

単価50万円以上の場合必要

注文書

納品書

請求書

銀行振込依頼書

写真

対象外となる経費

以下の内容は、補助対象外となります。

- **神奈川県地域事務局の承認を得ずに購入した物件**
- **補助金交付決定日より前に発注、購入、契約**

- **補助事業期間より後に支払が行われた経費**
補助期間中にすべての事務処理が終了する必要があります。

- **金融機関への振込手数料**
振込手数料を購入金額に含めないよう注意してください。

- **原材料費、機械装置費等における予備品**
機械装置などの付属品などで、将来（補助事業終了後）交換が必要となる部品などの予備品は対象外です。また、余った原材料や補助事業で使用しなかった機械装置なども対象外です。

- **汎用性のあるもの**

- **運賃やトレーニング費用**
機械装置などを取得した際の運賃やトレーニング費用は対象外です。必要最低限な軽微な据付費などのみ対象となります。

- **事務局への連絡を行わずに変更した設備**

支払方法における注意点

- **10万円以上の支払いは必ず銀行振込行ってください**
- **手形、小切手等による支払いは認められません**
- **補助事業物件以外の支払との混合払いは、行わないでください**

支払い時は、補助事業以外の通常業務等で発生する経費と分別して銀行振り込みを行ってください。

また、注文書や発注書が発行する納品書、請求書等は補助対象物件のみとし、通常業務での取引と分けておくこと後々の事務処理が楽になります。